

資 料	水－1
作 成	水 道 局 総 務 部
提 出	令 和 3 年 1 月 20 日

部会長及び部会長代理の選任について

札 幌 市 水 道 局

札幌市営企業調査審議会水道部会 部会長及び部会長代理の選任について

札幌市営企業調査審議会条例第6条第3項において、「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」こととされております。

また、水道部会では、慣例により、部会長代理も置いているところであります。

つきましては、事務局案として前期に引き続き下記のとおり、五十嵐 敏文 委員を部会長として、渡辺 裕子 委員を部会長代理としてお願いしたいと考えておりますので、お諮りいたします。

部会長及び部会長代理（事務局案）

○部会長

五十嵐 敏文 委員（北海道大学大学院工学研究院教授）

○部会長代理

渡辺 裕子 委員（札幌消費者協会理事）

札幌市営企業調査審議会条例（抜粋）

（部会）

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会所属の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。